

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.26
発行日 2018.5.5



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
 編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

ただいま
進行中!

裁判終了

玄海3・4号機再稼働差止仮処分 被告:九州電力 2011.7.7申立 2017.6.13不当決定 2017.6.27即時抗告	玄海全基運転差止裁判 被告:九州電力 2011.12.27起訴 2015.10.30追加起訴
玄海3・4号機許可処分取消行政訴訟 被告:国 2013.11.17起訴 2017.12参加人(九電)加入	
玄海原発3号機MOX燃料使用差止裁判 被告:九州電力 2010.8.9起訴 2015.3.20不当判決 2016.6.27起訴審不当判決	

7年3ヶ月止まっていた原子炉 玄海3号機再稼働強行を許さない

2018年3月23日、九州電力は玄海原発3号機を再稼働させた。玄海3号機は日本初のプルサーマル。運転開始1年後の2010年12月9日、1次冷却水中の放射性ヨウ素漏れ事故で3号機は止まり、2週間前倒しの定期検査。それから約7年3ヶ月止まっていた原発が動いた。しかし、玄海原発は3・11直後一度、再稼働の動きが浮上した経緯がある。当時住民の不安や疑問に答える「説明番組」(2011.6.26)で、九電の“やらせメール”が発覚した。会社ぐるみの捏造行為に、住民はじめ全国からの抗議の声が挙がり、国会でも取り上げられた。その後の調査で、2005年12月25日に行われた“プルサーマル公開討論会”(佐賀県主催)も、九電は参加者の半数近くを動員した呆れかえるほどの“やらせ”を行ったことが明らかとなった。再稼働どころではなくなった。

仮処分

同時期、私たちは2011年7月7日「玄海2・3号機再稼働差止仮処分」を佐賀地裁に申し立てた。約6年間審尋の場で争った。2017年6月13日、立川毅裁判長は、九電側の主張を認め「運転により重大な被害が生じる具体的な危険が存在するとは認められない」と不当決定を下した。九電側の企業秘密を認め(真っ黒塗りの資料)、住民側には公平性に欠けた僅かな情報で疎明責任を求める極めて不当な決定だった。福岡高裁に即時抗告。第一回の審尋の期日は今年6月8日と通知が来た。

一気に再稼働へ

2012年9月19日原子力規制委員会が発足。2013年7月12日、九電は玄海3・4号機の再稼働の申請書を提出。規制庁は2017年1月18日審査書を正式決定した。この日を境に、地元での再稼働へのスケジュールが一気に進んでいった。住民説明会は、佐賀、長崎、福岡3県11ヶ所で開催された。私たちは県内会場には全て参

加した。これと平行して玄海町長と玄海町議会、佐賀県議会の同意スケジュールが次々と進んだ。山口知事は、当初から再稼働は「住民の理解が得られた場合には、やむを得ない」と繰り返していたが、2017年4月24日、住民の理解は得られたとして同意した。どの説明会場でも疑問や不安の声が相次いだ。壇上の国と九電からは、何一つ回答は返ってこなかった。住民の声を切り捨てるように時間切れ終了とした。



2/19玄海発電所前 燃料装填抗議

住民の不安・反対を無視した再稼働

今年3月23日、住民の不安と反対の声を無視して、九電は玄海3号機再稼働を強行した。玄海原発ゲート前には、重々しく警備隊が出迎えていた。全国の仲間もゲート前に抗議の声を伝えに集まった。抗議文を準備していた人に対し、九電は受け取り拒否。理由は「全スタッフは再稼働に向けてシフトしているのでできない」と言うことだった。九電本店にも抗議文を届けたが同じく受け取り拒否された。

再稼働と裁判と請願採択

山口知事の“やむを得ず”と無責任極まりない発言に、同意撤回を求める請願書を今年3月佐賀県議会に提出した。与党多数の県議会では、請願は反対討論もなく否決された(詳細p.11)。この日は私たちの裁判の日で、再稼働と請願採択と3件が重なった一日だった。

**玄海3・4号機再稼働差止仮処分
抗告審第1回審尋が始まります!**
6月8日(金) 15:00~
福岡高等裁判所503号法廷

No.26 CONTENTS

■ 7年3か月止まっていた原子炉が動いた … 1	■ 原告意見陳述 北川浩一 … 8
■ 玄海3号機 配管穴あき蒸気漏れ事故 … 3	■ 原告意見陳述 江藤真実 … 9
■ 3.11脱原発パネル展 … 4	■ 再稼働を認めないことを求める請願書 … 11
■ 九州電力“安全神話”リーフレット撤回へ … 5	■ 原発の保険って? 山口明美 … 12
■ 阿蘇カルデラ破局的噴火 玄海も立地不適 … 6	■ 2017年度会計報告 … 13
■ 九州電力のCSRの姿勢 … 7	■ リレーコラム/お知らせ … 14

玄海3号機配管穴あき蒸気漏れ事故

そのわずか1週間後、玄海3号機は事故を起こした(詳細p.3)。3月30日(金)19時ごろ、玄海3号機で蒸気漏れの事故が発生。私は翌朝のニュースで知った。7年3ヶ月も止めたままの危険な機械を動かすことに不安を持つのは当然のことだ。「不安」は情報が入らないことだと実感した。

私は、直ぐに玄海原子力発電所に電話を入れた。土曜日だったので電話に出たのは警備会社の人だった。「土曜日なので九電社員はいません。平日にかけ直してください」と。どこにかければ情報は解るのかを尋ねても「解りません。何も言うことはできない」と繰り返すに止まった。事故の大小に拘わらず、九電は、東京電力の事故を学び、自社の事故のために住民を不安から少しでも解消することへの改革はしたのであるか。事故は平日や昼間とは限らない。

九電は公開の原則を遵守すべし

この度の蒸気漏れ事故で、私たちはすぐに九電への要請行動をとった(4月2日と12日)。しかし、九電の対応が3・11以前に逆戻りしていたことに驚いた。この日私たちも報道陣も、ビデオ撮影は要請書受け取りまで、文書提出後報道陣は退場する事。報道の人たちは素直に会場から出て行った。当然、一方的な話に参加者は納得いかないと抗議したが、聞き入れられなかった。「やらせ」発覚後、いったん九電は柔軟な対応をみせた。それまでアポイントを入れても「部屋がないから玄関先で・・・」「ビデオはお断り」という酷い対応だったが、

部屋とビデオ撮影は可能となった。九電HPには「お客様とフェイス・トゥ・フェイス、九電はコミュニケーション活動を積極的にします」と謳っているが、なんだか空々しくひびく。

犠牲にこそ事前了解を求めるべきだ

私たちは、蒸気漏れ事故の緊急行動で4月9日国との交渉を持った。規制庁は「事業者がやることだ」と何度も繰り返し、再稼働審査書の合格を出した立場で責任ある答えは何一つなかった。

佐賀県は、その無責任な国のやり方に寄り添うだけで、何一つ物申すでもなく、住民の不安には寄り添わず「国が国が・・・」と国任せ。原発を動かす当事者九電は、再稼働直後に事故を起こしても「国の審査を通っているから」と住民・消費者への誠意ある説明もなく、やっぱり国任せ。責任たらい回しの原子力ムラはしっかり生きている。

原発事故は命と暮らしを足下から奪ってしまうと知った。ウラン発掘から10万年とも言われる遠い未来の全ての生き物たちへ被ばくの犠牲を押しつけるのが原発だと知った。その犠牲にこそ『事前了解』を求めるべきだ。

東京電力福島第一原発事故から学び、原発は止める選択肢しかない。原発のない安心して暮らせる日が一日でも早く実現するように、自分でできることは小さなことだけど、諦めないことを続けよう。

(文責 石丸初美)



2/8日玄海町長要請



2/9佐賀県知事要請



4/12九州電力本店抗議・交渉

12月15日以降の主な活動経過

■12月

- 15日 裁判ニュース第25号発行
- 17日 そいぎミーティング／望年会
- 26日 火山・神鋼で佐賀県知事要請
- 29日 国会議員面談

■1月

- 9日 火山・神鋼で九州電力要請
- 13日 そいぎミーティング
- 14日 唐津市・安定ヨウ素剤配布説明会見学
- 16日 裁判書面学習会
- 19日 弁護士会議出席
- 20日 大阪・報告会(ノーニュースアジアフォーラム主催)
- 24日 政府交渉(火山・避難)・規制委宛要請書提出
- 26日 弁護士会議出席
- 31日 肥前町ポスティング

■2月

- 8日 更田委員長面談前の首長要請(玄海町、唐津市)
- 9日 首長要請(佐賀県知事、福岡県知事、糸島市長)
- 10日 そいぎミーティング
- 11日 更田委員長現地視察抗議
- 16日 燃料装填抗議行動
- 23日 弁護士会議出席

■3月

- 1日 九州電力本店交渉

3日 そいぎミーティング

- 5日 佐賀県議会一般質問傍聴
- 6日 佐賀県議会へ請願書提出
- 8～14日 3.11パネル展
- 10日 「3.11福島に連帯する佐賀県集会」にて報告
- 11日 「さようなら原発ナガサキ集会」にて報告
- 「大分県中津地区3.11を忘れない脱原発集会」にて報告
- 19日 安全神話リーフレット撤回問題で知事と九電佐賀支社へ要請
- 佐賀県議会原子力特別委員会傍聴
- 23日 3号機起動抗議・発電所前と九電本店前で抗議行動
- 佐賀県議会最終日請願採択傍聴
- 行政訴訟第17回・全基差止第25回口頭弁論意見陳述:北川浩一、江藤真実
- 27日 九電本店へ抗議行動
- 31日 蒸気漏れ事故抗議街頭宣伝

■4月

- 2日 蒸気漏れ抗議要請(九電本店・知事・玄海町長)
- 6日 九電へ再質問提出、知事へ専門家意見聴取要請
- 7日 そいぎミーティング
- 9日 蒸気漏れ政府交渉・院内集会
- 12日 蒸気漏れ九電交渉
- 13日 蒸気漏れ佐賀県専門家意見聴取会傍聴
- 19日 発電再開:知事へ緊急抗議
- 20日 佐賀県による後藤政志さん意見聴取

玄海3号機 配管穴あき蒸気漏れ事故 なぜ止めないのか！警告を無視した再稼働強行

3月23日、九州電力は玄海原発3号機の原子炉を起動し、再稼働を強行した。

わずか1週間後の3月30日、二次系の脱気器の配管で1センチの穴が開き、蒸気漏れ事故発生。九電は、二次系からの「微少な蒸気漏れ」であり「放射能の影響はない」として、原子炉を止めずに、発送電の停止と当該管などの点検・取り換えだけで済まそうとした。

7年3か月もの長期間、停止していた原子炉である。一次系を含め他の配管や機器にも損傷等があり、放射能が放出する重大事故に至る可能性があるのではないかと。私たちは原子炉をただちに止め、徹底した原因究明と配管の総点検を行うことを求めて、九州電力(4月2日、12日)、政府・原子力規制庁(9日)、佐賀県(2日、6日、19日)、玄海町長(2日)に対して抗議・要請・交渉を行った。九電と政府に対しては緊急署名2080筆をあわせて提出した。



イラスト・高木章次

■九電・国・県に出した質問■

- ・配管の穴の内面はどうなっているのか？
- ・ファイバースコープで撮った穴の内面をなぜ公開しないのか？
- ・原因は雨水による腐食だけなのか？他の原因は考えられないのか？
- ・漏れた蒸気量は分からないのに、なぜ初めから「微小」と言い続けているのか？
- ・そもそも、なぜ原子炉を止めないのか？
- ・止めなければ、すべての配管の内面・外面を点検できないのではないのか？
- ・低出力運転を続けることは危険ではないのか？
- ・長期停止による影響は他の設備にも及んでいるのではないのか？
- ・九電がつくり、国が認めていた保全計画に不備があったのではないのか？
- ・なぜ立ち止まって、「安全」かどうかチェックし直さないのか？
- ・全国の原発も同じ問題が起こる可能性があるのではないのか？

●「止める、冷やす、閉じ込める」の原則を無視

九電は、質問を事前通知しているにもかかわらず、資料一つ用意せず、すでに報道などで出ている話を繰り返すだけで、肝心なところは「分からない」と逃げるばかりだった。

起動前には配管の外装板のサビを確認しながら、保温材を剥がして配管を調べずに再稼働を強行したことについて、「認識不足だった」ことは認めた。事故があった部位は運転開始以来、保温材を剥がした検査を全く行っていなかったことも分かった。であればこそ、原子炉を止めてすべての配管・機器を再点検すべきである。しかし、「停止する必要はない」と拒んだ。異常が起きたら原子炉を「止める、冷やす、閉じ込める」という基本原則さえ葬り去った。

●「給水量」は「商業機密」で隠ぺい

公表された報告内容も疑問だらけだ。配管の穴は遠目に写した写真が公開されているだけ。「ファイバースコープで内面を確認した」と言うのなら内面の写真を公開せよと求めたが、「私ども(広報グループ)では分からない」と言い逃れた。なぜ雨水による腐食だけで、あのような穴が開いたのか、十分な根拠を示した答えはないままだ。

また、九電が事故当初から「微少の蒸気漏れ」だとした根拠や数値を示すよう求めたが、「漏れた量は測定していない」「アラームが鳴らなかったから微量」だと。ではアラームが出る量はいくらなのかを問うと、答えず。根拠もなく「微少」というのは印象操作だとして、撤回を求めた。

蒸気量と関係するかもしれない脱気器の「給水量」について、2日に公開された仕様書では「商業機密」として白抜きになっていた。それが、13日の資料では給水量の項目自体が削除された。なぜ隠すのか。安全よりも商業機密を優先する姿勢にますます不信が募る。

●情報制限

今回、交渉の録画を「(マスコミ含めて)冒頭のみ許可する」と一方的に通告された。事故が起きて被害を一方的に受ける住民に対して、九電はオープンな場で説明する義務がある。3.11前に逆戻りしたような理不尽な情報制限は断じて受け入れられない。

●監督責任放棄の国

全国の市民団体と共同で国・原子力規制庁交渉を行った。国は詳細を把握せず、立ち入り検査もせず、九電からの報告をただただ受けるだけ。原子炉を



配管の外装板のサビ＝真ん中の縦に黒くなった箇所。この内側の配管に穴が開いた(九電資料)

止めるか止めないかは事業者の判断、他の原発と同様の点検をするかどうかは事業者の判断だと、「事業者」を繰り返すだけで、自らの指導・監督責任を放棄した。

●本質的な議論なしの佐賀県・専門家意見聴取会

再稼働に同意した責任がある佐賀県は、原発に慎重な専門家を排除する形で13日に専門家意見聴取会を開催。「サビは見つけたら早く取り除くことが大事」「雨に濡れないように屋根の設置を」「教育を徹底してほしい」など初歩的な指摘が出されるだけで終わった。県自らは九電に対して何も意見を言わないまま、17日に発電再開をあっさり容認。翌18日、九電は当該配管・外装板と同じ部位の取り換えだけで対策を終えたとして、ただちに発電を再開した。上述の初歩的な対策さえも1年後の定期点検後に先送りした。

私たちは慎重な立場の専門家の意見を聞くよう県に要望していたが、その一人、元東芝の原子炉設計技術者、後藤政志さんへの佐賀県による意見聴取が20日に行われた。発電再開の後であった。後藤さんは九電の対応を「対症療法」に過ぎないと批判、「本質的な議論なしに安全性を語るのはまったくの茶番だ」として、「安全性への疑問を県から九電に指摘してほしい」と、原子炉停止を県から九電に要請するよう求めた。パワーポイントを使って1時間熱心に話された後藤さんに対して、県担当者3人は何の意見も質問も出さず「知事に報告する」とだけ述べた。他人事のような県の姿勢だった。



4/9原子力規制庁へ署名提出

●あまりに遅い住民への情報伝達

今回の事故発生は19時、佐賀県に連絡があったのは2時間後の21時。30キロ圏の玄海町と唐津市には21時40分頃、伊万里市には22時9分だった。さらに住民に報道等を通じて伝わったのは多くの人が寝静まった23時半過ぎ、発生から4時間半後のことだった。短時間で事態がどんどん悪化していたら、多くの住民が被ばくを強いられるようなことになっていたかもしれない。情報連絡体制の悪さは、これまで事故やトラブルのたびに指摘されてきたが、なぜ改善されないのか。瓜生社長と佐賀県知事との「ウソをつかない」との約束を、まとも破ったも同然である。

佐賀県が九電に対して「空振りでも結構」として連絡するよう求めたのは当然である。同様に、自治体から住民に対しても情報をただちに伝えるべきだ。

●住民の不安を置き去りにするな 相次ぐ警告を無視するな

事故直後、九電社長はテレビのニュースで「7年止めていたのだから『何が起こるか分からない』と言っていたのが、現実になってしまって残念だ」と半笑いしながら発言した。「何が起こるか分からない」と自ら認めるような危険な原発など、動かしてはならない。大事故が起きるまで原子炉を動かし続けるつもりなのか！放射能への恐怖を押し付けられるのはやめてもらいたい。今回の蒸気漏れ事故を九電も国も県も「警告」と受け止めるべきである。



4/13専門家意見聴取会場前でアピール

玄海4号機も5月には再稼働と言われているが、命のことだから諦めず、すべての原発をなんとしても止めたい。
(文責 永野浩二)

3.11脱原発パネル展「守りたいものは何ですか？」

“3.11”から7年。東京電力福島第一原発事故は今なお収束しない中、全国の原発で再稼働が強行されています。この酷い現状を直視し、私たちが「守るべきもの」は何かをともに考え行動するきっかけの場として、今年も「3.11脱原発パネル展」を3月8日から14日にかけて開催しました。

私たちが日頃の行動の中で調べ、直接見聞きしてきたことを中心にパネルを作成しました。ちょうど問題になっていた九電の“安全神話リーフレット”や、佐賀県作成「原子力防災のてびき」なども、問題点にツッコミコメントを入れて掲示しました。「私の守りたいもの」のコーナーでは、家族との写真や、佐賀の自然と人の営みの織り成す風景写真などが集まりました。

「知らないことばかり。怖いです！ひとごとではないですね」「これほど地球を汚していく原発に絶対反対です」「日常気になりつつもなかなか

きちんと真っ向から時間を取れない中、こんなに詳しいパネル展開催の熱意に感心致しました」「こういうことを知らせなきゃいけないし、パネル展をぜひ続けてほしい」…などの感想が寄せられました。

60の方が来場し“座談会”のようにじっくりとお話することができました。その場で会員になってくださる方もいました。

今後もパネル展は継続して開催していきます。作成したパネルはA3サイズで、ラミネート加工をしています。貸出できますので、パネル展を開催できますという方、ぜひご連絡ください。



「放射能放出は万が一でも福島2000分の1」 九州電力「安全神話」リーフレット撤回へ

九州電力は昨年2月頃、玄海原発では「万が一の事故の際においても、放射性物質の放出量は福島第一原発事故時の約2000分の1の4.5テラベクレルであることが確認されました」と記載したリーフレットを原発周辺住民1万500戸(玄海町・唐津市7500戸と佐賀・長崎・福岡3県の区長3000人)に戸別訪問時に配布した。

住民からの批判が相次いでいたが、原子力規制委員会の更田委員長さえも「一種の神話だ」と指摘したことを契機に、今年3月、九電はリーフレットを撤回した。経緯を振り返りたい。

●リーフレットに記載されたのは...

- ①福島第一原発の放射能放出量は10000テラベクレル
 - ②水素爆発は起きないため建物は壊れない
 - ③事故が起きててもすぐに避難する必要はない。
- また、④水蒸気爆発は起きない
- ⑤60分後には電源が回復して放出はほとんど止まる
- …などを九電は前提としていた。福島第一の放出量は東京電力自身が「把握できていない」と言っている上に、このような非常に甘い想定の下での1つのパターンに過ぎないものを「万が一の際でも福島事故の2000分の1」などと断定したのだ。

●更田委員長「一種の神話だ」

今年2月11日、更田規制委員長は玄海原発周辺11自治体首長らと意見交換会の場を持った。その際、30キロ圏最大の自治体、唐津市の峰市長が質問をした。

市長「3号機、4号機は事故を起こしたときの放出量は4.5テラベクレル程度しかないと、これは福島の約1万テラベクレルに対して大変低い値であるという話がある。それくらいの最大規模の苛酷事故というのは、どの程度を想定されているのか、何かしっかりとそういった数字でというか、わかりやすく教えていただきたい」

更田委員長は「この1桁の値、4.5というのは、うまくいって事故の影響を押さえ込んだときにこのくらいになるという値であって、これに備えておけば万全です、最悪の事故でもここまでしか出ませんという言い方は、リスクはゼロですという言い方と大差ないというか、ほとんど同じで、やはりこれは一種の神話だと思うんですね」と答えた。

3月5日の佐賀県議会一般質問で井上祐輔県議がこのことを取り上げた。意見交換時に同席していた山口佐賀県知事も「安全神話につながるような考え方はあってはならない」と答えざるを得なかった。そして、佐賀県として九電に申し入れを行い、九電はリーフレットの利用の撤回・中止に追い込まれたのである。

●「安全神話」はリーフレットだけではない

撤回は当然のことだが、それだけで済まされる問題ではない。

私達は九電交渉において再三にわたり「安全神話」だと指摘し、撤回を求めてきた。昨年の開かれた住民説明会でも質問が相次いだ。九電から具体的な中身のある回答はなかった。

玄海原子力発電所の安全性がさらに向上しました。

当社は、「福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさない」という固い決意のもと、玄海原子力発電所3・4号機の安全性向上に向け、取り組んでまいりました。

その結果、「世界でも最も厳しい水準にある新規制基準」に適合し、安全対策の有効性が確認され、**万が一の事故の際においても、放射性物質の放出量は、福島第一原子力発電所事故時の約2,000分の1の4.5テラベクレル(1基あたり)**であることが確認されました。

(新規制基準の日標準値:100テラベクレル/1基あたり)

撤回されたリーフレット

また、この超過小評価を前提にした原発の安全性や避難計画などのこれまでの説明は、前提条件が崩れたことになる。さらに、この問題に限らず、火山や地震、テロ対策施設建設5年間猶予等々、多くの問題で九電も、それを追認する国も佐賀県も安全神話の世界にどっぷり浸かったままと言わざるを得ない。九電は撤回と同時に、住民に対して事故時の放射能被害を正しく説明する必要がある。

●住民説明会のやり直しを求める

こうしたことから、私たちは3月19日、九州電力佐賀支社と佐賀県知事に対して要請を行った。佐賀県担当者は「安全神話だという誤解を与えかねないから撤回を申し入れた」と言うので、「私たちは「誤解」などしていない。安全神話そのものだ。県民の命を守る立場に立って県として説明会をやり直しほしい」と強く求めた。県は「九電が頑張ること」と他人事のように答えた。

九電支社の部長は「意図的にやったものではない」と釈明。瓜生社長肝いりの表現であり、組織的・意図的な悪質な宣伝であったことへの反省はなかった。それどころか、「車でもエアバッグが効かないなど、人知を超えて人命にかかわる事故になることもある。原発も一緒に、どこかで折り合いをつけていくしかない」などと強弁するので、「破局的被害を一方的にもたらす原発を他の問題と同列に論じるべきでないし、折り合いをつける問題ではない」と糾した。

●市民の行動で一歩ずつ前進を!

今回、きっかけとなった更田委員長との意見交換会で発言をした唐津市長は再稼働容認派。しかし、その彼さえも、住民が説明会、自治体要請(意見交換会直前にも私たちは全11自治体に要請)、ポスティングなどで声に出して言ってきたことを気にせざるを得なかったのだろう。さらに、住民が議員とも連携し議会質問で取り上げてもらったり、意見交換会などを傍聴・監視したりしてきたことが、「安全神話」リーフレットの撤回という一歩前進につながったと思う。

しかし、九電も国も県も原発の稼働を「撤回」したわけではない。引き続き、私たち一人ひとりが、おかしなことに対して、あらゆる機会を通じて声をあげていくことが大事ではないだろうか。(文責 永野浩二)

阿蘇カルデラ破局的噴火 玄海原発も立地不適！

昨年12月13日、広島高等裁判所は仮処分抗告審において伊方原発3号機の運転差止めを認める画期的な判断を下した。

新規制基準で火山審査に用いられる火山影響評価ガイド(火山ガイド)は、立地評価において、原発の運用期間中に火砕流が到達する可能性が十分に小さいことを示すように電力会社に要求している。評価対象は、国内最大規模の9万年前の阿蘇カルデラ破局的噴火において火砕流が到達した距離が160キロであると考えられていることを根拠に、原発から「半径160キロ」の範囲とされた。

広島高裁は火山ガイドを厳格に適用し、阿蘇カルデラから130キロの距離にある伊方原発では破局的噴火により火砕流が到達する可能性が十分に小さいと評価することはできないとして、伊方原発の立地は不適であると断じたのだ。問題なしとした原子力規制委員会の判断を「不合理」だと認定した。

●玄海原発の近くにも阿蘇火砕流が到達していた

阿蘇カルデラから同じく130キロにある玄海原発はどうか。原発30キロ圏内にも阿蘇巨大噴火による火砕流が到達し、層厚10メートル以上の火砕流堆積物が確認されている。九州電力は審査会合(2016年9月16日)において、規制委から指摘を受けてこの事実を明らかにした。しかし、九電は「敷地到達可能性は認められない」として、考慮の対象からはずした。規制委は「火砕流はもっと先まで流れていったに違いない」(石渡委員)と指摘しておきながら、九電の判断を追認した。「火砕流が到達する可能性が十分に小さいこと」が立証されておらず、玄海原発も「立地不適」となるべきである。

九電の瓜生社長は破局的噴火の際の使用済み核燃料の搬出について、「兆候から噴火までの時間は今日、明日という短さではないので十分対応できる」と述べているが、多くの火山学者が「破局的噴火の前兆現象など誰もわからない」「少なくとも数十年以上前に兆候を検知できる」という九電の主張は荒唐無稽であり、学問への冒涇(岩波『科学』2015年6月号「火山学者緊急アンケート」)などと指摘しているように、事前に対処するのは現状の科学では不可能だ。

また、広島高裁決定は、たとえ火砕流が敷地に到達しない、より規模の小さな噴火であっても、火山灰評価における火山灰の濃度・層厚は過小評価になると指摘。濃度が3.8グラム/立方メートルと想定されている玄海原発についても火山審査のやり直しが必要だ。

こうしたことから私たちは佐賀県(12/6)、九電(1/9、3/1)、政府・規制庁(1/24、全国と連携して)に対して要請・交渉を行った。

●九電・国の挙げた根拠は、専門家がすべて否定

破局的噴火の可能性については、広島高裁のみならず、これまで火山に関する5つの決定のうち4つで、電力会社や規制庁の主張は退けられている。これは司法と専門家の総意であるとして、規制庁に見直しを求めたが、規制庁は「噴火ステージ論やマグマだまりの状況などから、破局的噴火が発生する可能性が十分に小さい」とする主張を繰り返した。これらはすべて、ことごとく専門家から否定され、否定されたことを裁判所が認定したにもかかわらずである。

10メートルの火砕流が玄海30キロ圏に到達したことについて、規制庁は「火砕流の露頭は確かにあったが、10センチ前後のものもあり、10メートルというのは特異なもの。破局的噴火の発生の可能性はない。九州電力がモニタリングを自主的にやるのでこれ以上調べる必要はなく、シミュレーションも必要ない」と言い切った。審査で指摘があったにもかかわらず、その後何も検討していないことが明らかとなった。

九電は、国同様、専門家から否定されたことを“根拠”として挙げるばかりだった。自主的に行う“モニタリング”も、国土地理院と気象庁のデータを集めているだけ。九電は「総合的に判断する」と言ったが、国にも判断基準がないということ国自身が認めているのだ。

●独自の検証をしない佐賀県

佐賀県に対しては、知事同意にお墨付きを与えただけで終了した「原子力安全専門部会」で破局的噴火による火砕流到達可能性について議論さえしていなかった。全貌が未解明のままの神戸製鋼データ不正事件とあわせて、県独自の専門委員会の常設と検証を求めたが、県は何にも応えなかった。それどころか、2月11日の更田委員長との意見交換会において、山口知事は「火山は地震と別の観点でいい」と発言、同席した専門部会長の工藤和彦氏は「司法で異なる判断が出るのは、地元関係者の心配を助長する」と発言するなど、火山リスクを無視する方向へ議論を促した。

●規制委「社会通念上、無視してよい」

3月7日、規制委員会は「巨大噴火によるリスクは低頻度であり、社会通念上容認される水準」として、火山リスクを無視する方針を打ち出した。自ら決めた火山ガイドをかなぐり捨て、全国で審理が続く原発裁判において火山リスクにより原発が停止する事態を避けようとしたのだ。事業者と一体となって、原子力を推進する規制委員会の姿に怒りを禁じえない。

私たちは、間もなく始まる玄海3・4号機差止仮処分抗告審においても、火山について追加主張を出したところであるが、裁判と法廷外の運動で、火山問題についてもとことん追及していく。

(文責 永野浩二)



九州電力の原発事故とCSR(企業の社会的責任)の姿勢

2018年3月30日午後7時頃、九州電力玄海原発3号機で蒸気漏れ事故が発生した。

二次系の発電機を回すための蒸気用水に含まれた酸素や炭酸ガスなどを抜く「脱気器」の配管から蒸気が漏れているのを作業員が発見。原子炉の出力を落として発電を中止し、脱気器や配管が高温になっているため、温度が下がってから点検に着手するという報告を佐賀県と関係する自治体に連絡し終えたのは、発見から2時間と40分後だった。九電は、「保安規定外の微細な事象」で直ちに国に報告義務が無いと軽視しているが、微細であろうと些少であろうと発電を中止しなければならない事態に至ってしまったことは、「事故」であることには変わりない。「事象」とは過小評価するための姑息な誤魔化し言葉に過ぎないし、解列しても原子炉の臨界を保たせて完全停止はしないという姿勢こそ「防災・危機意識」の低い傲慢な態度だと言えよう。

35年間で24回の事故・トラブル

玄海原発3・4号機と川内原発1・2号機だけでも、1983年からの35年間、停止してから分かった事故、停止させなくてはならなかった事故、「発電所のトラブル」で明らかにされているだけでなんと24回もある(彼らはこれを全て事象というのだが)。最近では2010年1月の川内原発で死者1名を含む7名の死傷者を出す火災事故、同年12月玄海3号機の燃料棒放射性ヨウ素漏れ、2011年10月玄海4号機の復水器異常、2015年8月川内1号機で復水器で警報が鳴動し出力上昇を中断、後日に復水器内の冷却用配管5本損傷が見つかったトラブル、そして今回の2018年3月脱気器の配管蒸気漏れ事故まで、九電の第一報は2時間以上経たないと関係自治体に届かず、当然のことながら、住民が知るのには常にずっと後で、今回は4時間以上経過してからのマスコミ報道だった。

隠されていた川内原発の事故

また驚くことに、玄海3号機水蒸気漏れの原因報告が4月2日にあったが、時を重ねるように5日、川内原発でも燃料棒放射能漏れという“隠されていた事故”が公表された。川内1号機が再稼働されたのは2015年8月だったが、それから18ヶ月後の昨年3月、ヨウ素濃度が急上昇したことを確認しておきながらも放置してずっと運転し続けていたという。今年1月定期検査に入ってからやっと調べてみると、1本の燃料棒に“穴”が開いており放射能漏れを起こしていたことが分かったという酷い有様だった。玄海の配管の穴も「ホントにたった1本だけなのか？」と私たちが疑りたくなるのは当然である。

九電・川内原発といえば、2016年4月熊本地震の被害を横目に、想定外の度重なる激震に警鐘を鳴らした専門家や市民から「一度停止しての点検」の声を完全に無視し動かし続けた姿勢を思い出し欲しい！今年、玄海でも川内でも、相も変わらず運転は止めない。報告を出すのは2ヶ月以上ずっと後になってからという

不誠実な九電の隠ぺいは、一体いつから続いているのだろうか。

九電社長「丁寧なコミュニケーション」?

瓜生道明社長は、2015年8月の川内原発1号機再稼働の時も、2018年3月23日玄海原発3号機再稼働でも、原子炉起動に際して同様に、以下のような社長コメントを発表している。

「・・・引き続き、国の検査に真摯に取り組むとともに、これまで以上に緊張感をもって、安全確保を最優先に今後の工程を慎重に進めてまいります。当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、今後とも地域をはじめ社会の皆さまに安心いただけるよう、原子力発電所の自主的・継続的な安全性向上に取り組んでいくとともに、積極的な情報公開と丁寧なコミュニケーション活動に努めてまいります。」と。

私たちは、今年3月1日、九電交渉において、この瓜生社長の言葉から「九州電力グループCSR憲章」とは何ぞやを問い質した。

九電は佐賀県知事と「①うそをつかない②風通しを良くする③あらゆる事象(事故)に対応できる体制を作る、想像力を働かせること」の「3つの約束」を交わしたが、窓口であるエネルギー広報グループ長および課長、担当者らは誰一人理解していないことが明らかになった。

また、3月19日には「安全神話リーフレット」の撤去謝罪を要求した。しかし、地元住民への配布約7500部およびその他への配布リーフレット合計約1万部の回収も訂正謝罪なども全く実行されていない。

3月23日、再稼働強行に対して、データ改ざんなど調べるべきものを徹底調査しない「安全性の軽視」の姿勢に抗議した。しかし、九電本店でも佐賀支社でも玄海原子力発電所においても、「抗議要請書」の受け取りを拒否、県外遠くから行動を共にした人々まで門前払いにした。これらの質問状など疑問の声にも、誠意ある企業の説明責任は今もって全く果たされていない。

言行不一致、「ウソをつかない」約束はどこへ

故に、社長コメントにある「積極的な情報公開」も「丁寧なコミュニケーション活動」は皆無であるし、「緊張感をもって、安全確保を最優先に、慎重に進める」姿勢も「自主的・継続的な安全性向上に取り組んでいく」姿勢なども全く見られない。「事故は決して起こさない、地域をはじめ社会の皆さまに安心いただけるように」と口では何とでも言える。「言行一致できない企業として、恥を知るべきだ！」トラブル・事故を前に原子炉を即刻止めるのは当然のこと、直ちに再稼働の中止すべき、「嘘をつく企業」九電には、断じて、脅威となる『核発電所』を任せることはできない。(文責 荒川謙一)

3/23佐賀地裁<行政訴訟・全基差止>口頭弁論報告

玄海原発3号機「原子炉起動」という暴挙のあった3月23日の午後、佐賀地裁では玄海原発行政訴訟第17回口頭弁論、全基差止第25回口頭弁論が開かれました。

午前中の玄海発電所前と九電本店前での抗議、佐賀県議会請願採択傍聴など各地で行動に参加した仲間が佐賀地裁に結集。今回初めて裁判所前にも右翼が街宣車を出し、警察が物々しく警備に来るなど、異様な雰囲気の中で傍聴行動となりました。

法廷では原告2人が意見陳述を行い、「暴挙」への怒りを込めて、毅然と訴えました。

行政では被告国が、地震動データ改ざんについて原告側求釈明への回答も含め、地震動や重大事故対策について書面を提出しました。

全基では被告九電が、現在再稼働申請もしていない2号機の安全性についての主張(昨年、全基差止裁判は証人尋問を行う予定だったが、この主張を理由に延期となった)を200頁にわたる書面で提出しました。

行政、全基ともに、いずれも大詰め段階となり、今後、証人調べ等の立証の段階に入っていくこととなります。引き続きご注目ください。原告団で書面学習会も行っていますので、ぜひご参加ください。

北川浩一さん意見陳述

行政訴訟第17回口頭弁論(3月23日)

(1)

この場を与えていただきました皆様に感謝申し上げます。

玄海原発から車で30分、直線距離約13kmの唐津市(人口12万)に居住する71歳の北川浩一と申します。福岡市から移住し36年、薬剤師としての業務の傍ら、学校環境の管理、薬物乱用防止、看護学校講師などの職責に携わってきました。

一刻も早く原発のない国になることを願い意見陳述をいたします。

国民多数の意に反し、根拠なき自称“世界一レベル”の規制基準のもとに玄海原発再稼働は秒読み態勢に入りました。3月某日の再稼働直後に原子力過酷事故が発生したと想定したとき、私達夫婦と、同じくUPZ30km圏内に暮らす子どもたち2家族8人にどういふ事態が待ち受けているのか、私の不安と危惧と怒りをお話したいと思います。わが身のこととしてお聞きくだされば幸いです。

(2)

私達3家族、それぞれ玄海原発から12km、15km、17kmに居住しています。いずれも、原発から東南の方角に位置しています。唐津では4月から6月の南寄りの風を除き、年間平均時速8km弱の風が原発方向から吹いています。放射能が漏れれば私たち3家族は2時間以内に被曝を余儀なくされます。

本来なら原子炉の冷却不能情報と同時にできるだけ早く遠くに避難すべきでしょう。しかしながら島国日本には被曝を避けられる場所などどこにもないのです。

(3)

佐賀県策定の避難計画に従ってみましょう。

警戒事態発生の際をPAZ(5km圏)と同時に入手。私達夫婦は薬局の職務上、緊急調剤応需体制をとり屋内退避準備。

子ども家族は次の施設敷地緊急事態(放射能放出の可能性)発令前に孫4人(各家族2名)を保育園、幼稚園、小学校から引き取る。これには大混雑が予想され

数時間要すると思われます。道路では勤務先から帰宅を急ぐ親の車、子を引き取る車だけでも渋滞。さらに、PAZ5km圏8000人の一部が避難開始。それに自主避難者の車加わる混雑状態。この時点でヨウ素剤入手のため備蓄センターに走る。私の家族たちは首尾よく全員が揃いヨウ素剤の準備ができたでしょうか。

次は施設敷地緊急事態発令に進展。屋内退避の準備。この時点でヨウ素剤入手に動き出す家庭が多いと思われます。事前に入手した家庭は数パーセントにすぎません。ヨウ素剤は水・食糧3日分と同様に用意する必要がありますが、備蓄センターに医師、薬剤師は派遣されているのでしょうか。未だにヨウ素剤の学習も事前配布も確立していません。ヨウ素剤入手が不首尾で甲状腺がんを発症すれば、その責任は自己責任を問われることになるのでしょうか。

次の段階、燃料棒損傷などの全面緊急事態発令。新規基準にあるフィルター付きベントも事故対策指令室である耐震重要棟も数年後に完成の予定です。施設完成時までは事故は起きないという想定なのでしょう。かくも安全をないがしろにした人権無視の基準があるのでしょうか。これでは事故の進展は福島より早い可能性が高く、屋内退避開始どころか直ちに避難を始めねばなりません。

計画では屋内退避の安全性を強調していますが、たかだか10%の被曝量の軽減にしかなりません。わずか2~3日分の水食糧をかかえ、当てもない救援を、放射能の低下を、待つというのでしょうか。

(4)

我々3家族は毎時20マイクロシーベルト超への情報を受けた時点でそれぞれ決められた避難所に向かうことにします。予定避難場所が風下であっても指示は変



わらないのでしょうか。県の試算によると30Km圏外への避難時間は14時間～19時間を要しています。その間の4人の孫の被曝量は一体どれくらいになるのでしょうか。

これが、もし夜なら、大雨なら、台風の時期なら、雪なら、余震下なら・・・またこれらの複合事態だったらどうなるのでしょうか。

たどり着いた予定避難所は基本的に原発風下に位置し再避難の不安もぬぐえないでしょう。

避難所生活以後の私たち家族は福島の人々が置かれ続けている過酷な状況を再現することになるのでしょうか。当然年間線量20ミリシーベルトの唐津に住めといわれるのでしょうか。労働基準法に定められた放射線管理区域の約4倍の汚染地域に住まわされるのです。この値を公表した時の内閣参与の東大教授が「これで私の学者生命は終わった」と記者会見の席で落涙したことは忘れ去られたのでしょうか。

(5)

福島震災の反省を踏まえて避難計画が策定されました。本来、被曝からの避難は被曝ゼロを目指すべきでしょう。5～30Km圏の人々は放射能が毎時20マイクロシーベルト以上になるまで屋内退避を指示されました。だれも容認していない被曝を強要されるということは補償体制が整っているのでしょうか、被曝証明、被曝線量の測定、公的治療、将来にわたる健診制度が用意されているのでしょうか。

一企業の、代替技術がいくらでもあるたかが発電のために、私の子や孫は放射能に起因するガンをはじめとする多くの疾患に怯えながら生きていかねばならないのです。その影響は世代を超えて伝わることは、広島、長崎、チェルノブイリが証明しているのではないのでしょうか。これを人権侵害と言わず何というのでしょうか。いまだ正しい放射能学習も避難計画学習もやらず、納得のいく原発の必要性すらも説明できず、責任の所在も明確

にせず、被曝前提の避難が強要されている。この国に私達の生命、財産、国土を守る意思があるのでしょうか。そのために設置された原子力規制庁ではなかったのですか。

毎日、街角で畳大の原発反対の幟2枚を掲げて立っています。車列が途絶えたほんの一瞬、ふっと真空状態のような静寂が訪れることがあります。人っ子一人いない唐津の町に、世界文化遺産に登録されたばかりの曳山14台が、潮風に吹かれ打ち捨てられている幻影が脳裏に浮かびます。

原発事故の取り返しのつかない影響は、福島を起点にまさに現在進行中ではありませんか。私だけは、私の家族だけは、私の地域だけは、災厄から免れるとでも皆さんはお思いでしょうか。単なる科学論争や経済論争に矮小化することなく、社会科学、倫理学、医学、哲学、環境学、宗教学などを踏まえた観点で原発の是非は論議されなければ将来に取り返しのつかない禍根を残すことになるでしょう。

直近(2018年2月共同通信社他)の世論調査によれば原発事故懸念83%、今すぐ稼働ゼロ・将来ゼロ合わせて75%、避難計画不可65%の民意が示されています。

主権在民、三権分立・・・小学校生でも諳んじるこの言葉が死語になっていないのでしょうか。

人権の最後の砦である憲法、その解釈を任された司法の責任は重い。

ポスティングで出会った多くの人から、怒りをこめた諦めの言葉を聞いた。「何回反対の署名ばしたね、な一も変わらん。どげんしたらよかと。金のまわっとつとやろう。国策やけん、どうしよんなか。国民がばかたいね！原発が国難たい！」

明るい未来を信じ、国民がともに前に歩き出すきっかけになる判決を期待して陳述を終えます。有り難うございました。

えとう真実さん意見陳述 全基差止第25回口頭弁論 (3月23日)

福岡市西区在住の江藤真実です。

中学校1年生の息子と小学校5年生の娘がいます。息子が1歳になったころ、今の家を建てて引っ越しました。その頃は福岡市内では玄海原発に近い場所であるということは全く考えませんでした。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故が起きたのは、息子が小学校に上がる直前です。長崎出身の私は周りの友人たちよりも「放射能」や「被ばく」ということに敏感だったと思います。

原発事故に関するテレビのニュースに違和感を覚えてTwitterを始め、パソコンにしがみつこうように、子どもがいない間、子どもが寝てしまってから、情報を集めました。その頃のことを思い出すと、今でも胸が苦しくなります。

私の家族は人間だけでなく、9匹の猫と一緒に暮らし

ています。福島で避難した人たちは、すぐに自宅に帰れると思って、犬や猫を置いたまま避難しました。その後におきた酷い出来事をここで話すことはできませんが、人間が作った原発の事故で何の罪もない生き物が数限りなく犠牲になったという事です。2016年1月に汚染地帯で発見された狐の死骸の大腿筋を測定したところ18000Bq/Kgであったという記事を見たときは人間の罪深さに体が震えました。

2011年の5月、このまま情報を集めて自分だけが対策をするだけではどうにも



ならないと考えて、生まれて初めてデモに参加しました。

当時6歳と4歳だった子どもたちを連れていくにあたり、上の子にだけでも「なぜデモに参加するのか」を伝えたくて、原発のことで福島で起きていることを話しました。息子は「まだ6年しか生きとらんとに、そんなの(原発)がたくさんあって、どうやって生きていったらいいとよ」と私にききました。あの時の衝撃は忘れられません。

まさかそんな言葉が返ってくるとは思ってもいなかった自分の傲慢さ。ただ被害者であるだけの大人はいないのです。初めてこれまで何もしてこなかった自分の無責任さを思い知り、心底後悔しました。そこが私の活動の原点です。そして息子のその言葉は、すべての生き物たちの言葉でもあるのだと感じています。

疑問をもって情報を集めれば集めるほど、信じられないことばかりが起きていることがわかってきました。事故直後、内部被ばくを避けるために、国策として食品の流通が変わるだろうと考え、それも仕方がないと覚悟しました。しかし流通はほとんど変わりませんでした。その代わり、飲食物の放射能安全基準値がありえないくらいに緩く定められました。

九電交渉にもできる範囲で参加してきました。申入れに参加して、具体的な返事を聞いたことも、誠意を感じたことも一度もありません。福島原発事故でも国や電力会社は十分な補償を行っていません。チェルノブイリでは義務的に移住しなくてはならない線量のゾーンであっても福島では人が住んでいます。更に避難指示の解除にともない、この3月で家賃や慰謝料も打ち切られることになっています。

Twitterを通じて、福岡に自主避難してきた皆さんから連絡をいただくことも多く、そこからお付き合いが始まった友人たちが多数います。みなそれぞれ違う時期に福岡に移住してきましたが、皆さんその費用は自身で負担しています。経済的に逃げたくても逃げられない人たちがどのくらいいるのか予想もつきません。

移住の理由は、既に健康被害がみられた人、将来的な健康不安を考えた人など様々ですが、健康被害を感じていた人においてもばらつきがあり、家族間でも違います。そこに因果関係をみつけることは難しいのです。因果関係がはっきりしなければ企業が責任を問われることはありません。

福島の原発事故は、電力会社に、事故が起きても補償はそこそこで打ち切ることができるという不条理な前例を作ってしまった。だから各電力会社は平気で再稼働をしようとしています。責任を取る必要がないのだから目先の利益の為に原発を動かすのです。

そもそも電力不足はありません。脱原発を決めて自然エネルギーへと舵をとっている国はもう日本のだいたい先をいっています。日本が脱原発を目指さなかったからいまだに原発をとめたら電力が足りないと言わなければならないのです。

また電気やエネルギーは命や環境と天秤にかけられ

るものではありません。重大事故が起きればいかに多くの命が犠牲になるのか、健康を失うのか、私たちは思い知ったはずですが。それは立地自治体だけでなく、県を超え、国を超え、地球規模の環境汚染となつてそこに生きるすべての命を脅かしています。そのことがほとんど知らされていない事実を憤りを覚えます。

原発は安全だという言葉はTVや新聞やあらゆる媒体に流されていて、私もどこかでそれを信じてきました。浅はかでした。事故はおきる、そして事故がおきても、人間にはなんの手立てもないのです。私が住んでいる福岡市は西風の時は玄海原発の風下になります。福島原発事故のときの飯館村と同じ位置です。目に見えず臭いもしない放射性物質が気づかないうちに襲ってくるかもしれません。汚染を完全に除去することは不可能に近く、私たちはただ黙って被ばくするだけです。そして他の生き物も被ばくさせ、未来の子どもたちも被ばくさせます。

避難計画もあつてないようなものです。30Kmを超える地域は自宅待機。これ一つとってもどれだけいい加減かがわかります。真夏だったらどうするのですか？エアコンも使えない、風を通すこともできない環境で家に閉じこもったら、熱中症になるでしょう。家族で自宅待機できるまでにどれだけ被ばくすることか。考えただけで恐ろしく、身震いがします。事故がおきる時間帯も季節も、なにも想定されていないかのような避難訓練を視察するたびにうんざりします。動物を連れた避難訓練も腹立たしいほどにお粗末でした。とても家族を守ることなどできないと絶望的な気持ちです。また電力会社の事故を想定した避難訓練を、なぜ自治体が税金を使ってやるのだろうと、別の疑問も湧いてきます。自然災害は避けられないから避難計画が必要です。でも原発は人間が作ったもの、人間がやめることをきめれば原子力災害は起きません。避難計画を立てることもなくなります。

もしも玄海原発で事故がおきたら、私たちの暮らしは一変するでしょう。

命を失うことがなくても、家族の健康を守るために、福岡に移住してきた友人たちのようにこの地を離れることを余儀なくされるかもしれません。住宅ローンを払い続けながら、仕事もやめざるを得ない、親しい友人たちとも離れてしまうという状況を家族全員で受け入れることができるでしょうか。今の暮らしは根こそぎなくなってしまうのです。

それだけではありません。いったん事故をおこしてしまうと、廃炉にすることもままならないのは福島の現状をみると明らかです。誰がその作業をするのでしょうか。燃料を掘り起こすところから始まる被ばくの問題は、永遠につきまといまいます。それは差別の問題でもあり、人権の問題でもあります。安全な再生可能なエネルギーが他にもあることを私たちは知っています。電気をつくるために誰かが犠牲になるべきではありません。

再稼働はやめてください、再稼働している原発は止めてください、そして原発を廃炉にすると決めてください。もう選択肢はありません。

住民の理解は得られていません

玄海原発の再稼働を認めないことを求める請願書



3月6日、佐賀県議会に対して請願を提出しました。九州電力が玄海3号機再稼働を強行した3月23日、県議会では請願を否決しました。武藤明美県議と井上祐輔県議の二人の紹介議員と徳光清孝県議と内川修治県議が賛成しました。反対討論は誰からもないままの請願否決でした。住民の不安の声がまたも葬り去られたのです。原発を止めるまで、諦めずに続けていきます。以下、請願書を抜粋します。

佐賀県議会議長 石倉秀郷様 【請願の趣旨】

山口祥義佐賀県知事は「住民の理解が得られた場合には、再稼働はやむを得ない」と発言してきました。その住民の理解はどうやって得られたのでしょうか。佐賀県議会は2017年4月13日「再稼働容認決議」を可決、知事は2017年4月24日「県議会決議を極めて重く受け止める」として住民の理解は得られないまま再稼働に同意しました。これは、住民の意見を無視する人権蹂躪というほかありません。

私たちは、2006年から玄海町はじめ各地の住民へ広報活動をしています。以下、各地を訪問して住民から聞いた話の一部を述べます。

①唐津市肥前町(2018年1月31日)

「原発、怖かよ」「事故になったら戻ってこれんもんね」「原発の方から風が吹いてくる。事故になったらひとたまりもなか」「怖いのは分かるとるさい、上が認めたからしょうがなか～」「ここは原発からたった10キロもなか。事故が起きたらもう逃げられん」「自然がやられるけん、第一次産業はもうだめんなる。子どものことが心配」。農道で出会った80代のお婆さんは「逃げんよ、逃げらるもんね、こげな道ば…そこん丘に上がってみんね。あつちからいつでん風の吹いてきようと…癌の多かとも知つとくさ」。

②唐津市内(2017年12月2日)

中学生「この唐津を無茶苦茶にしないでほしい。原発反対です」。

③馬渡島(2017年3月26日)

島の人たちはチラシを喜んで受け取ってくれました。「原発は反対。こんな遠くまで来てくれてありがとう」「原発はなか方がよかさい」「時間があつたらもつと話聞きたか～」「避難訓練はあつとるが、坂ばかりで避難場所というても行かれん」「事故はいつ起こるかかわらんやろ。夜は漁に出て元気な男はおらんよ」「避難は、定期船でピストン輸送と聞いとるが、本当に事故になったら、みんな自分の船で逃げるさ。でも問題は唐津の港に船をつなぎとめる「もやい」が足りん。上陸でくんもんね」「一番問題は島を出ることができるかどうかさい」。

④神集島(2017年5月29日)

「電気は足りとるし、事故が起きれば逃げられん、どがんもされん、10分で放射能が来る」「原発に賛成する人はおらんが、(悩んだ顔して)反対ばかりも出来んさ…」。島民の中には原発の下請け会社に勤めている人もいて、「島の人と原発の話はしない」と話せないようでした。声なき反対の声はいたる所で感じました。「原発事故が起きて、市職員さえない島では、すべて島民自身がやらなければならない」。

⑤伊万里市(2016年7～9月)

漁業者「事故になったら全部だめになる」「事故は誰も責任とってないし、終わってないもんね」。

⑥玄海町(2012年4月28日～2013年2月23日)

「福島の犠牲を見てやっど解つた。今となつては反対」「原発の事は話したくない。そんな事話したらおおごとになる。孫たちもいるからないほうがいい」「電気が足りれば原発無い方が良い」「福島のような事故が玄海で起きたら、私たちはもう逃げられん。福岡に出た息子や孫にここに帰ってこいとはいえない」「とにかく偉い人の言う通りにしかならん」「国が大丈夫と言うなら、避難道路なんていらんはず！矛盾している」「フクシマの放置された牛の映像を見た。自分も牛を飼っている。なんとも腹立たしい」「放射能は目に見えん、感じらん。逃げられん、事故があつたら金も農地も故郷も失つてしまう。何にもならん」

これらは、ほんの一部です。これが、住民の生の声です。原発のことについて県民の理解は得られていません。事実を知らされてさえないのが現実です。玄海原発で重大事故が起きれば、九電のために住民は否応なしに被害だけを負わされる理不尽極まりない悲劇が起きます。被害は地元・玄海町にとどまらず佐賀県内はもとより世界中に被害が拡大することでしょう。今を生きる大人の判断が問われています。

知事は再稼働問題に関し、昨年「広く意見を聴く委員会」を3回、県内5か所での「県民説明会」を開催しましたが、参加者からは「再稼働反対」や「慎重に」という意見が相次ぎました。知事は九電に対し「うそをつかない」と約束を交わしています。このことは知事自身が県民に対しても守ることであり、県民の真の声を聞くべきです。守るのは九電や国ではないはずです。

県議会決議文に「再稼働やむなしということについての県民理解は、進んでいると考えるものの、安全性への不安の声や再稼働に否定的な声など、様々な意見があることは十分に認識しており、これを重く受け止める」とありますが、「やむを得ず再稼働」ということは、人々の不安は切り捨てられたこととなります。

住民の命と暮らしと安心を守っていくのが政治でなければならぬはずで、県議会の責任も重大です。これらの趣旨から、以下のことを請願します。

【請願事項】

1. 原発に対する住民の不安を切り捨てないこと
2. 県議会として、山口県知事の玄海原発3・4号機再稼働同意の撤回を求め、再稼働を認めないこと

原発の保険って？

山口明美（飯塚市・原発知っちょる会）

私達は玄海原発の風下にある福岡県飯塚市に住んでいます。昨年6月に「原発は危険」に別の視点「原発の保険」を加えた請願書を市議会に提出し、継続審議を繰り返し12月に採択されました。その主旨等をお伝えします。

車のドライバーの殆どは、事故を起こし加害者になった時に備えて損害賠償のための保険に入っていると思います。

原発を運転している電力会社も原発事故に備えて保険に入っています。しかし車とは違って原発の場合、何かあっても保険に加入しているので大丈夫とはなりません。十分な賠償ができるという金額ではないからです。保険に入っていると見える額ではないのです。

福島第1原発事故が起こったのは2011年3月11日でした。

2016年12月、国はその事故処理費用の試算をしています。賠償のために7.9兆円、廃炉に8兆円、除染に4兆円、除染土壌などの中間貯蔵に1.6兆円、合わせて21.5兆円となっています。

しかし、下りてくる保険金額は1200億円。1200億円は賠償金額7.9兆円のわずか1.5%、総額21.5兆円の0.6%です。これで「保険に加入してる」と言えるでしょうか。

実は、原発を運転する電力会社は保険に入らねばならないように法律で定められています。その法律というのは「原子力の賠償に関する法律(原子力損害賠償法)」。第6条を初めて読んだ時は驚きました。この第6条で原発止められる！と思ったくらいです。

その第6条が以下です。「原子力事業者は、原子力を賠償するための措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」

次の第7条では「賠償するための措置を講じる」の内容が書かれています。大雑把に言うと「保険に入る」ことです。つまり、原発事故に備えるための保険加入なしでは原発の運転はできないと法律に定められているのです。その保険内容は、事業所ごとの加入(原発1基ごとではない)で、下りてくる保険金額は上限1200億円。目一杯下りても1200億円です。全く実効性はありません。(しかし原子力損害賠償法を理由に原発を止めるのは無理のようです。いくら実効性に欠けていてもこの保険に加入しさえすれば法律違反とはならないのです。)この金額で「措置を講じた」とは普通は言えません。この法律の目的(第1条)の一つは「被害者の保護を図る」ですが、この金額ではこの目的を叶えられない。先に述べたように、1200億円は賠償金額の“1.5%”、総額の“0.6%”にすぎない！この現実が明白にそのことを語っています。第7条は「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする」と明記された第1条に矛盾しています。

しかし、賠償を措置するための保険金額1200億円は変えられることもなく原発再稼働が進められています。

原子力損害賠償法の矛盾は作られたときから始まっている

日本の1基目の原発が着工したのは1960年1月。その前年の1959年、国は原子力損害賠償法を作るため原発事故による損害額を試算しました。試算のモデルは東海第1原発で出力は16.7万kw。今の原発の多くは100万kw以上。モデルの6倍以上です。その16.7万kwの原発が事故を起こし2%の放射能を放出したという想定での試算でした。その結果、損害額は最大3兆7000億円。これは当時の国家予算約1兆5千億円の2倍以上です。こういった試算結果が出たにも拘らず、1961年に施行された原子力損害賠償法の中の“賠償を措置するための保険金額”は50億円でした。50億円は3兆7000億円の0.13%です。繰り返しになりますが、この額で被害者の保護が図れるでしょうか。

この原発事故の試算報告書は1998年までの39年間マル秘でした。

試算報告書が何故マル秘にされてたのか、当時の国の考え方が分かる国会答弁があります。第145回国会参議院経済・産業委員会です。

議員「国の予算で試算したものを長きにわたってこれを公開しないということはどういうお考えですか、どういう姿勢ですか。」

青江茂原子力局長「…略…この報告書の結果と申しますのが、具体的に原子力賠償制度というものを構築するに当たりましてこれが活用されなかったという結果もございまして、恐らく公表ということにいたしますれば余り重要な意味を持ち得ないというふうな判断があつて、そういう扱いになったのでは…略…」

(試算結果が何故活用されなかったのかについて)「賠償措置額(保険金額)というものを幾らにするかということをお案するにいたしましても、被害がどれくらい生ずるであろうから賠償措置額を幾らにするという考え方とあっておられない。保険会社の引受能力でございましてか国際的な諸情勢等を勘案しながら決定したわけがございまして、被害額の算定という関係につきましては何ら考えていないと…」

賠償措置額を決めるのに試算結果は参考にしなかった。だから試算結果の公表はしなかった。では、予算を使ってまで試算したのはなぜだったのでしょうか？

福島第1原発事故の現実を踏まえうえて賠償措置額を少なくとも21.5兆円にするよう原子力損害賠償法を改正するべきです。もし引き受ける保険会社が現れないなら、原発を止めるべきです。保険会社は原発の危険性を冷静に判断できる第三者だからです。

そんな訳で「“原子力損害賠償法を実効性あるものに改正することを求める意見書”の提出を求める請願書」を出すに至りました。

皆さんも「我が市・町・村」へ働きかけてみませんか？


2017年度決算報告書

2017年1月1日～2017年12月31日

		科 目	前年度実績	今年度実績	適 用
収 入 の 部	総前期繰越	前期繰越	1,776,486	1,442,403	
		” 定期預金(特別積立金)	3,000,000	3,000,000	
		小 計 (A)	4,776,486	4,442,403	
		原告団会費収入	2,825,000	2,407,000	
		支える会会費収入	759,000	739,000	
		寄付金収入	757,803	1,334,150	
		活動収入	197,170	295,000	
		物販収入	60,653	67,502	
		雑収入	3,050	0	
		受取利息	170	8	
	小 計 (B)	4,602,846	4,842,660		
	収 入 合 計 (A+B)	9,379,332	9,285,063		
支 出 の 部		専従費	605,000	715,000	
		旅費交通費	2,721,766	2,564,619	旅費、高速料金、駐車料金、宿泊費等
		広報・事務用品費	206,446	175,078	印刷代、封筒、コピー用紙等
		通信費	463,278	433,485	切手、はがき、送料、電話料、HP管理料
		会議費	29,988	31,930	会場使用料
		水道光熱費	105,188	104,424	電気、ガス、灯油、水道、冷房代使用料
		消耗品費	8,524	2,421	乾電池、トイレトーパー、ゴミ袋、事務用備品
		租税公課	293,208	528,627	道路使用申請証紙、利息にかかる税、印紙代
		新聞図書費	5,130	0	会の本代(資料として)
		支払手数料	1,200	3,198	振込手数料
		諸会費	6,000	0	分担金
		賃借料	426,000	426,000	事務所家賃、事務所駐車場料
		雑費	65,201	205,957	ゴミ袋・お茶代・自治会費・着手金その他
	支 払 合 計	4,936,929	5,190,739		
次期繰越金(収入合計-支払合計)		4,442,403	4,094,324	定期預金(特別積立金)3,000,000円を含む	

2017年12月31日		資産内訳	
現金	171,201	合 計	4,094,324
郵便局 普通預金口座	814,123		
郵便局 振替口座	109,000		
定期預金(特別積立金) 裁判報告集製作費として積立っています。	3,000,000		

2017年度の会計報告をいたします。

会計 塩山 正孝 

「監査報告」

2017年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証券など正確に記帳されており
何ら不正不当のないことを確認しました。

2018年 4 月 2 日

会計監査 横井 

2010年に初提訴してから8年。4つの裁判を闘ってきました。ただ普通の暮らしを守りたいと始めた私たちの裁判運動ですが、みなさまお一人一人の温かいご支援でここまで歩いてこられました。

ただ当会の収支は恒常的な赤字状況が続いています。いつもながら大変心苦しいのですが、皆様それぞれの可能な範囲で会費やカンパのご協力をお願いできればありがたいです。

裁判に勝利し、原発を止めるまで、引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会事務局一同

事務局ルーコラム 春によせて 大江良二

2018年4月。この冬、厳しかった。春の訪れへの喜びもひとしおである。

華やか過ぎる桜満開の姿に、なにやら白々しさを感じてしまっていた、へそ曲がりな僕の目に、なんとも美しい「薄緑色」が飛び込んできた。佐賀大学東側、南北に走る大きな通り沿いにある、しだれ柳の新緑。まだまだ小さな葉。宝石みたいだけど柔らかさそうでもあって、沢山の愛らしい粒々達が、あっちへこっちへ…。膨らんだり縮んだり…。色そのものが、まるで生きているかのように揺れ動いていた。

運転中であった。事故を起こさない程度にだが、まさに、目を奪われてしまった。

いぶし銀的再発見に、得した気分の、春実感でした。

「朝に道を聞かば、夕べに死すとも可なり。」文字通り。真理探究の覚悟のほど。別の解釈を本で読んだ。「何か新しいことを知ったとき、知る前の自分には再び戻ることは出来ない。知る前の自分は、死んでしまふ」のだと…。

不当判決、再稼働…。フクシマ以前から、心配で心配で仕方なかった。知ってしまったから。そ

れでいて、心配する、そのこと自体を否定されているような理不尽さ。

待ちわびた春、満開の桜に共鳴できなかったのはそのせいかな…。

美しいものは、常に身のまわりに散在している。同じ様に憤りを感じる物や事も、当たり前にある。見て無いだけ。もしかしたら、見ないようにしてる？

仕方がない。私たちには生活がある。単純に生きて行くだけでもやらなきゃならないことがたくさんある。嬉しいことにも、嫌なことにも、じっくり関わっている余裕がないのである。

ただ、嬉しいこと、美しいものとの出会いは、その後の自分を前向きにしてくれる。そっと背中を押してくれる。それもまた「知ってしまった」からには前にはもどれないのだ。

根拠はない。でも、「美しい」を受け容れられる心持ちは、どんな時より力強い心の状態であるのだと思う。そう美しいもの達が教えてくれている。

「大丈夫、そのまま真っ直ぐ行けば良い。」風に揺れる薄緑色は、そう励ましてくれていたのではないだろうか。(おおえ りょうじ/佐賀市三瀬村)

お知らせ

■ 裁判傍聴をお願いします！ ■

● 全基差止・行政訴訟 口頭弁論

6月1日(金) 佐賀地方裁判所

14:00～行政第18回弁論

意見陳述:橋本加奈子さん(北九州市)

14:30～全基第26回弁論

意見陳述:松村知暁さん(福岡市東区)

15:00～記者会見・報告集会(赤松公民館)

● 玄海3・4号機再稼働差止仮処分 抗告審第1回審尋

6月8日(金) 15:00～

日時決定!

福岡高等裁判所503号法廷

昨年6月13日の佐賀地裁不当決定から1年を経て、抗告審がようやく始まります。ご注目ください!

会員募集中!

■ 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。

サポート会員一口1000円～。団体会員も歓迎!

■ 振込先:郵便振替口座 01790-3-136810

玄海原発ブルサーマル裁判を支える会

命を守るために長期戦覚悟!

カンパもお願いします!

会員数(2018.5.5現在)

原告総数 904名
支える会・サポート会員 965名

原告内訳
仮処分債権者 173名
全基原告 349名
行政訴訟原告 382名

提訴8周年年次活動報告会

5月26日(土) 13:00開場 13:30開会

佐賀・アバンセ 4階第一研修室

(佐賀市天神3-2-11)

■ 第一部 2017年度活動報告/再稼働めぐる動き

■ 第二部

地震・配管・火山～原発裁判勝利への展望

お話:冠木克彦弁護士長

福島訪問報告 野中宏樹さん 鳥栖キリスト教会牧師

■ 資料代 500円

命のことだから
諦める訳にはいきません!
傍聴席をいっぱいにして
私たちの意志を示そう!

あなたのチカラが必要です!

● 座談会しませんか?

原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへも行きますので連絡ください!

● 事務所ボランティア募集中!

資料整理、チラシ印刷、手作りグッズ作成etc...作業がいろいろあります。ご都合のいい時におこしください!

● 玄海町や市町と一緒に訪問しませんか?

● 最新情報は以下をご覧ください。

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/genkai.genpatsu>

